

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月22日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

**香川県選挙管理委員会規則第1号**

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																			
<p>第3号様式の4（第11条の3関係）</p> <table border="1" data-bbox="197 544 996 973"> <tr> <td data-bbox="197 544 353 758"></td> <td data-bbox="353 544 510 758" style="border: 1px dashed black;"></td> <td data-bbox="510 544 667 758">3</td> <td data-bbox="667 544 824 758">1</td> <td data-bbox="824 544 996 758">何選挙ポスター掲示場 何市（町）選挙管理委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 758 353 973"></td> <td data-bbox="353 758 510 973" style="border: 1px dashed black;"></td> <td data-bbox="510 758 667 973">4</td> <td data-bbox="667 758 824 973">2</td> <td data-bbox="824 758 996 973">注意 一 ポスターは、指定された区画内にはつてくたさい。 二 この掲示場は、何選挙の候補者以外の方は、使用できません。 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（ポスター掲示場） （その一）</p>			3	1	何選挙ポスター掲示場 何市（町）選挙管理委員会			4	2	注意 一 ポスターは、指定された区画内にはつてくたさい。 二 この掲示場は、何選挙の候補者以外の方は、使用できません。 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。	<p>第3号様式の4（第11条の3関係）</p> <table border="1" data-bbox="1377 539 1995 890"> <tr> <td data-bbox="1377 539 1534 726" style="border: 1px dashed black;"></td> <td data-bbox="1534 539 1691 726"></td> <td data-bbox="1691 539 1848 726">3</td> <td data-bbox="1848 539 1995 726">1</td> <td data-bbox="1995 539 2092 726" rowspan="2">何選挙ポスター掲示場 何市（町）選挙管理委員会 注 意 一 ポスターは、指定された区画内にはつてくたさい。 二 この掲示場は、何選挙の候補者以外の方は、使用できません。 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 726 1534 890" style="border: 1px dashed black;"></td> <td data-bbox="1534 726 1691 890"></td> <td data-bbox="1691 726 1848 890">4</td> <td data-bbox="1848 726 1995 890">2</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（ポスター掲示場） （その一）</p>			3	1	何選挙ポスター掲示場 何市（町）選挙管理委員会 注 意 一 ポスターは、指定された区画内にはつてくたさい。 二 この掲示場は、何選挙の候補者以外の方は、使用できません。 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。			4	2
		3	1	何選挙ポスター掲示場 何市（町）選挙管理委員会																
		4	2	注意 一 ポスターは、指定された区画内にはつてくたさい。 二 この掲示場は、何選挙の候補者以外の方は、使用できません。 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。																
		3	1	何選挙ポスター掲示場 何市（町）選挙管理委員会 注 意 一 ポスターは、指定された区画内にはつてくたさい。 二 この掲示場は、何選挙の候補者以外の方は、使用できません。 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。																
		4	2																	

(その二)

何選挙ポスター掲示場

何市(町)選挙管理委員会

注意

- 一 ポスターは、指定された区画内にはつけてください。
- 二 この掲示場は、何選挙の候補者以外の方は、使用できません。
- 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。

					4	1
					5	2
					6	3

(その二)

何選挙ポスター掲示場

何市(町)選挙管理委員会

注意

- 一 ポスターは、指定された区画内にはつけてください。
- 二 この掲示場は、何選挙の候補者以外の方は、使用できません。
- 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。

		4	1	
		5	2	
		6	3	

備考

- 一 設置場所の都合により、その一又はその二を用いるものとする。
- 二 掲示区画は、縦及び横それぞれ四十五センチメートル程度とする。
- 三 耐水性及び耐熱性の材質を用い、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
- 四 既存の構造物を利用してポスター掲示場を設置する場合においては、脚を設けないことができる。
- 五 掲示区画に付した数字は、一連番号を記載する順序を示す。

備考

- 一 設置場所の都合により、その一又はその二を用いるものとする。
- 二 掲示区画は、縦及び横それぞれ四十五センチメートル程度とする。
- 三 耐水性及び耐熱性の材質を用い、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
- 四 既存の構造物を利用してポスター掲示場を設置する場合においては、脚を設けないことができる。
- 五 掲示区画に付した数字は、一連番号を記載する順序を示す。
- 六 次に掲げる区画は、掲示区画数が増加して変更されたときは、掲示区画に転用することができる。この場合において、転用する順序は、次に掲げる順序による。
  - ア イに掲げる区画の下区画（その二に限る。）
  - イ ポスター掲示場の使用等に係る注意事項を記載した区画
  - ウ 選挙の種別及びポスター掲示場である旨を表示した区画
- 七 六の*ア*から*ウ*までに掲げる区画には、掲示区画に転用する場合に備え、あらかじめ、五により記載した一連番号に続けて、六の後段に規定する順序により当該区画の全部に一連番号を記載することができる。
- 八 六又は七に掲げる措置を講ずる場合においては、市町委員会は、その旨を県委員会に報告しなければならない。

第16号様式（第35条関係）

（乗車証）

No. _____ 何年執行 何 選 挙 候補者
乗 車 証
香川県選挙管理委員会

注

- 1 地色は白、線は黄、文字は黒とする。
- 2 番号の頭初には、候補者の届出順位を記載する。
- 3 形大は、縦10センチメートル、横40センチメートル程度とする。

第16号様式（第35条関係）

（乗車証）

No. _____	何年執行 何 選 挙	○
○	候補者	
ヒ モ	乗 車 証	
d	香川県選挙管理委員会	○

注

- 1 地色は白、線は黄、文字は黒とする。
- 2 番号の頭初には、候補者の届出順位を記載する。
- 3 形大は、縦9センチメートル、横35センチメートル程度とする。

第17号様式（第35条関係）

（運動員の証）

_____	
No. _____	
何年執行 候補者	何 選 挙
選 挙 運 動 従 事 者 之 章	
香川県選挙管理委員会印	

注

- 1 地色は黄で、文字は黒とする。
- 2 番号の頭初には、候補者の届出順位を記載する。
- 3 形大は、縦10センチメートル、横40センチメートル程度とする。

第17号様式（第35条関係）

（運動員の証）

_____		
No. _____		
何年執行 候補者	何 選 挙	○
ヒモ	選 挙 運 動 従 事 者 之 章	
	香川県選挙管理委員会印	○

注

- 1 地色は黄で、文字は黒とする。
- 2 番号の頭初には、候補者の届出順位を記載する。
- 3 形大は、縦9センチメートル、横35センチメートル程度とする。

第20号様式の7（第50条の5関係）

（ビラ作成証明書）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙（ 選挙区）  
候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数
    - イ 香川県議会の議員の選挙 16,000枚
    - ロ 香川県知事の選挙 13万枚
  - (2) 限度額
    - イ 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合  

$$\frac{8円38銭}{枚} \times \text{確認書により確認された作成枚数} = \text{限度額}$$
    - ロ 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合  

$$\frac{419,000円 + 5円62銭 \times \left[ \frac{\text{確認書により確認された作成枚数} - 5万枚}{\text{確認書により確認された作成枚数}} \right]}{\text{確認書により確認された作成枚数}} = \text{単価} \dots 1銭未満の端数は切上げ$$

単価×確認書により確認された作成枚数＝限度額

第20号様式の7（第50条の5関係）

（ビラ作成証明書）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙（ 選挙区）  
候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数
    - イ 香川県議会の議員の選挙 16,000枚
    - ロ 香川県知事の選挙 13万枚
  - (2) 限度額
    - イ 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合  

$$\frac{7円73銭}{枚} \times \text{確認書により確認された作成枚数} = \text{限度額}$$
    - ロ 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合  

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times \left[ \frac{\text{確認書により確認された作成枚数} - 5万枚}{\text{確認書により確認された作成枚数}} \right]}{\text{確認書により確認された作成枚数}} = \text{単価} \dots 1銭未満の端数は切上げ$$

単価×確認書により確認された作成枚数＝限度額

第20号様式の8（第50条の5関係）

（ポスター作成証明書）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙（ 選挙区）  
候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数  
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数×2枚
  - (2) 限度額  
イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500以下の場合  

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
 単価×確認された作成枚数＝限度額  
 ロ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500を超える場合  

$$\frac{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
 単価×確認された作成枚数＝限度額

第20号様式の8（第50条の5関係）

（ポスター作成証明書）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙（ 選挙区）  
候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数  
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数×2枚
  - (2) 限度額  
イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500以下の場合  

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
 単価×確認された作成枚数＝限度額  
 ロ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500を超える場合  

$$\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
 単価×確認された作成枚数＝限度額

第20号様式の9（第50条の6関係）

その1 略

その2（請求書（ビラの作成））

請求書  
（ビラの作成）

略

（別紙）

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A)×(B)= (C)	(D)	(E)	(D)×(E)= (F)	(G)	(H)	(G)×(H)= (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
  - (1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 8円38銭
  - (2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合  

$$\frac{419,000円 + 5円62銭 \times \left[ \frac{\text{確認書により確認された作成枚数} - 5万枚}{\text{確認書により確認された作成枚数}} \right]}{\dots} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第20号様式の9（第50条の6関係）

その1 略

その2（請求書（ビラの作成））

請求書  
（ビラの作成）

略

（別紙）

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A)×(B)= (C)	(D)	(E)	(D)×(E)= (F)	(G)	(H)	(G)×(H)= (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
  - (1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 7円73銭
  - (2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合  

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times \left[ \frac{\text{確認書により確認された作成枚数} - 5万枚}{\text{確認書により確認された作成枚数}} \right]}{\dots} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その3（請求書（ポスターの作成））

請求書  
（ポスターの作成）

略

（別紙）

請 求 内 訳 書

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H) =(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。  
イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合  
$$\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未満の端数は切上げ$$
  
ロ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合  
$$\frac{609,690円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未満の端数は切上げ$$
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

その3（請求書（ポスターの作成））

請求書  
（ポスターの作成）

略

（別紙）

請 求 内 訳 書

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H) =(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。  
イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合  
$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未満の端数は切上げ$$
  
ロ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合  
$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未満の端数は切上げ$$
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。